

# 青少年多文化学びサポート（Educational Support for Multicultural Youth）会則

## （名称）

第1条 この会は、青少年多文化学びサポート（Educational Support for Multicultural Youth）（以下「ESMY」という。）と称す。

## （理念及び目的）

第2条 国連の「子どもの権利条約」を支援理念とし、所沢市及び近隣在住の多文化を背景とする青少年が安心して生活・学習ができるように支援する。

## （事業及び事業年度）

第3条 ESMYは、第2条に掲げた目的のために次の事業を行う。

- (1) 小・中・高校年齢相当の青少年（およそ20歳まで）の日本語・教科学習支援（放課後・長期休暇期間中の学習支援教室及びオンラインによる学習サポート、並びに学校への講師派遣）
- (2) 本人・保護者の教育相談（編・新入学のためのガイダンス・進路相談を含む）
- (3) 多文化共生の受け入れ環境づくり（公民館・学校・PTA等での国際理解講座開催・協力）
- (4) 支援者の研修会開催（指導方法・支援理念）
- (5) 高校進学ガイダンスの開催協力
- (6) 関連団体とのネットワークづくり等

2 事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## （会員）

第4条 ESMYは、第2条の目的に賛同し入会した者を会員とする。

## （入会）

第5条 会員として入会しようとする者は、代表あて入会申込書を提出することとする。

## （会費）

第6条 会員は、以下に定める会費を納めることとする。

- (1) 会員の年会費は、1000円とする。ただし、10月以降入会の場合は、500円とする。
- (2) 会員は、8月末までにその年度の会費を納めることとする。ただし、新入会員（年度途中での入会者）は、この限りではない。
- (3) 未成年の無業者及び学生は、無料とする。
- (4) 途中退会時には、会費の返金は行わない。

## （寄付）

第7条 会員の内外から寄付を受け付ける。金額は、特に定めない。

(退会)

第8条 会員は、代表あて退会届を提出し、又はメール等の書面で退会の連絡をすることで、任意に退会することができる。退会日は、退会届、またはメール等の書面で退会の意思表示をした日とする。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を当会計年度 8月末までに納入しないとき

(経費)

第9条 ESMY の運営に必要な経費は、会費、寄付金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

( 役員 )

第10条 ESMY に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 代表1名
- (2) 副代表 1~2名
- (3) 書記 1~2名
- (4) 広報 1~2名
- (5) 会計 1~2名
- (6) 会計監査 1~2名
- (7) その他必要に応じて 1~2名

2 役員は、会員の互選により選出され、総会にて承認を得る。

( 役員の職務及び任期 )

第11条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 代表は、ESMYを代表し、会務を総括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表不在のときは、その職務を代行する。副代表は、書記、広報を兼任できる。
- (3) 書記は、会議の記録をとる。
- (4) 広報は、広報活動を行う。
- (5) 会計は、ESMYの経理にあたる。
- (6) 会計監査は、ESMY の会計を監査する。

2 役員の任期は、1年とする。再任を妨げない。

ただし、会計の任期は3期までとする。

( 総会 )

第12条 総会は、年1回開催するものとする。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 会員の3分の1以上から請求があったとき。

3 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 役員の選任
- (4) 会則の改廃
- (5) その他 ESMY の運営に関する重要事項

4 総会は、代表が招集する。

5 総会の議長は、出席した会員の中から選出する。

6 総会は、会員の過半数の出席で成立し、議事は、出席者の過半数で議決する。

なお、定時総会で議決権を行使できる会員は、総会資料送付時点の在籍会員とする。

総会資料送付は総会開催日2週間前までに行うものとする。

7 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決することができる。なお、前第6項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

8 代表は、やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して会員の賛否を問い合わせ、総会の会議に代えることができる。

9 総会の議事については、議事録を作成する。

#### ( 役員会 )

第13条 役員会は、会計監査を除く役員をもって構成する。ただし、会計監査は、役員会に同席し、意見を述べることができる。

2 役員会は、総会に付議すべき事項、総会の議決した事項の執行に関する事項、その他、総会の決議を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

3 役員会は、代表が招集する。

4 役員会の議長は、代表がこれにあたる。

5 役員会において必要と認めたときは、役員以外の会員が役員会に出席し、意見を述べたり報告をしたりすることができる。

#### ( 情報交換会 )

第14条 会員同士の情報共有を図るため、情報交換会を開催する。

2 情報交換会は、代表が招集する。

#### (事業計画及び予算)

第15条 代表は、事業計画及びこれに伴う収支予算を作成し、総会の決議を経なければならない。

(事業報告及び決算報告)

第16条 代表は、毎事業年度終了後、速やかに、事業報告及び決算報告（資金収支計算書、貸借対照表）を作成し、決算報告については監査を受け、総会の決議を経なければならない。

( 事務局 )

第17条 ESMYの事務局は、代表宅に置く。

( 活動制限 )

第18条 ESMYの活動として、選挙活動、営利活動、布教活動は行わない。

( 会則の改定 )

第19条 会則を改定する場合には、総会出席会員の過半数の承認を必要とする。

( その他 )

第20条 この会則に定めなき事項については、役員会で決定する。

付則

- 1 この会則は、2012年3月23日に制定する。
- 2 この会則は、2012年4月1日から施行する。
- 3 この会則は、2013年4月1日から施行する。
- 4 この会則は、2014年4月26日から施行する。
- 5 この会則は、2015年5月2日から施行する。
- 6 この会則は、2022年6月4日から施行する。
7. この会則は、2023年5月27日から施行する。
8. **この会則は、2025年6月7日から施行する。**